

■ Article (vol.10) ■ .....

「金融商品取引法」施行

日税研専務理事 坂田純一

.....

昨年の通常国会で成立した「証券取引法」他、金融先物取引法などの投資商品に関する法律群を統合した「金融商品取引法（いわゆる投資サービス法）（注1）」が、去る9月30日施行された（平成18年6月7日成立、同6月14日公布）。「金融商品取引法」とは、金融・資本市場を取り巻く環境の変化に対応し、投資者保護のための横断的法制を整備することで、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、「貯蓄から投資」に向けての市場機能の確保及び金融・資本市場の国際化への対応を図ることを目的とし、さまざまな金融商品について開示制度や取引業者規制などを盛り込んだ法律とされている。

1. 改正の背景

政府が金融行政の方針を「貯蓄から投資」と転換している中で、法の隙間を突く金融商品が相次いで開発・販売され、投資家が不測の損害を被るケースが散見されるようになっていた。もともと、リスクの高い商品に対する規制は、これまでも先物取引法、証券取引法、銀行法、信託業法、保険業法、商品ファンド法などによりバラバラに規制されていたが、それぞれの法律が異なっていたため、新しい金融商品の出現に対応できず、その金融商品が規制の対象にならなかつたり、事実上の無法状態で営業がなされるなどの問題が指摘されていた。まさに、投資を拡大させ健全に証券市場を発展させるためには、それらの問題を解決しなければならぬことが喫緊の課題となっていた。

「金融商品取引法」は、これまでの金融商品に関連する個別法を一元化し、株式や投資信託、金融派生商品（デリバティブ）、商品先物、外国為替証拠金取引など、投資家が損失を被る可能性のある金融商品を包括的に一括して規制する法律として制定されたものである。

また、ライブドアの粉飾決算や村上ファンドのインサイダー取引など市場の公正性を揺るがす不祥事も起こったことから、金融庁による市場への監督機能強化が求められていた。特に、実態の不透明であった投資ファンドを新たな規制の対象にしたのは、こうした背景に対応したものとされている。

2. 有価証券の定義の整備

(1) 集団投資スキーム（いわゆるファンド）

投資性の強い金融商品・サービスに隙間なく同等の規制を課す観点から、既存の利用者保護法制の対象となっていない「集団投資スキーム」に関する

る包括的な定義規定が設けられた。すなわち、組合契約、匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約などに基づく権利で、当該権利を有するものが出資又は拠出をした金銭を充てて行なう事業から生ずる権利の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利（出資者全員が出資対象事業に関与する場合等を除く）、信託受益権及び抵当証券などが有価証券とされた（2①②）。なお、いわゆる商品ファンドについては、これまで商品ファンド法の規制対象とされてきたが、組合格か信託型かを問わず、みなし有価証券として取り扱われ、金融商品取引法の対象となっている（2①十四、②一、五）。

## （2）デリバティブ取引

デリバティブ取引についても、これまでの金融法制では有価証券デリバティブ取引及び金融先物取引だけが対象となっていたが、デリバティブ取引を包括的に対象とする観点から、金融商品（有価証券、預金契約等に基づく権利、通貨等）又は金融指標（金融商品の価格又は利率等、気象の観測の成果に係る数値等）に基づく先物取引、指標先物取引、オプション取引、指標オプション取引、スワップ取引及びクレジット・デリバティブ取引などがデリバティブ取引とされた（2[20]～[25] ※）。（※正しくは丸数字ですが、表記できないため [ ] での表記としています。）

## 3. 金融商品取引法の主な内容

改正された金融商品取引法の主な内容は、次のとおりである。

- （1）投資性の強い金融商品を幅広く対象とする横断的な制度の整備
  - （2）公開買付に関する開示制度や大量保有報告制度の整備
  - （3）四半期報告制度の導入
  - （4）財務報告に係る内部統制の強化等に関する制度の整備
  - （5）開示書類の虚偽記載及び不公正取引（インサイダー取引）の罰則強化
- など

## 4. その他

金融商品の中で、預金や保険は「銀行法」「保険業法」などで規制されており、「金融商品取引法」の直接の規制対象とはなっていない。しかし、「金融商品取引法」が投資者保護を強く打ち出していることに鑑み、「銀行法」「保険業法」などにおいても、投資性の強い預金・保険などの「販売・勧誘」業務については、「金融商品取引法」と基本的に同等の利用者保護規

制（販売・勧誘ルール（注2））が適用されるように、それぞれの規定が整備された。具体的には、投資性の強い預金（銀行法等）では「外貨預金」「デリバティブ預金」などが、投資性の強い保険（保険業法等）では「外貨建て保険・年金」「変額保険・年金」などが、投資性の強い信託（信託業法等）では「指定金銭信託（実績配当型）」などが、それぞれ金融商品取引法」と同等の販売・勧誘ルールが適用されることになっている。

（注1） 「証券取引法（昭和23年法律第25号）」の題名が「金融商品取引法」に改題された。「金融商品取引法」とは、「金融先物取引法」「外国証券業者に関する法律」「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」「抵当証券業の規制等に関する法律」の四法律が廃止統合され、さらに、金融商品に関連する個別法全89法律を改正して、その一部を統合したものである。

（注2） 「販売・勧誘ルール」では、[1]標識の揭示義務、[2]広告の規制、[3]契約締結前の書面公布義務、[4]契約締結時の書面公布義務、などの義務履行をはじめ、[5]「不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘する行為の禁止」など各種禁止行為、を定めている。

※ 金融商品取引法

<http://www.fsa.go.jp/common/diet/164/index.html#02>

以 上